

2025年大阪・関西万博推進本部医療衛生部会
第4回衛生分科会

○日 時 : 令和6年7月23日(火) 16:00～17:30

○場 所 : 大阪市役所 地下1階 第10共通会議室

○出席者・配席 : 別紙のとおり

○議 題 :

1. 万博会場内外に係る食品衛生及び環境衛生対策の取組状況について
【資料1及び参考資料1～7】
2. 2025年日本国際博覧会における建築物、興行場及びその他環境衛生関係
施設衛生対策マニュアル(案)について【資料2】
3. 2025年日本国際博覧会における水道衛生対策マニュアル(案)について
【資料3】
4. 2025年日本国際博覧会における家庭用品対策マニュアル(案)について
【資料4】
5. 2025年日本国際博覧会の会場内における食品衛生対策監視指導マニュアル(案)について【資料5】
6. その他

				令和6年4月～現在までの取組状況																																	
分科会	大項目	項目	今後の具体的な取組み内容	予算・人員要求要否 R7当初	2024年度										2025年度												(参考) 万博開幕までの今後の予定										
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	会場衛生監視センター(準備室)	大阪府市												
衛生	環境・食品共通	体制整備	衛生対策に係る監視体制の確保 (会場内監視拠点の整備を含む。)	(府)－ (市)両方	監視センターの体制検討 人員要求・予算要求										会場衛生監視センターの立上げ 食品・環境衛生に係る監視体制の確保										・会場衛生監視センターでの執務体制(センターレイアウトや監視班体制)について検討		・会場衛生監視センターにおいて必要となる事務用品や検査機器類、薬資材等の調達 ・会場衛生監視センターのネットワーク整備 ・会場衛生監視センターにおける人員体制を含む執務体制の整備										
	環境衛生	万博会場内における監視指導等	特定建築物・興行場等に対する監視指導	(府)－ (市)両方	マニュアルの作成 講習会の資料作成等 事前相談・パビリオンの許可等										監視計画の作成 講習会の開催 監視指導										・対策マニュアル案の作成 ・講習会実施内容について検討 ・特定建築物の届出相談対応(保健所環境衛生監視課と連携) ・興行場に係る博覧会協会からの相談対応(保健所環境衛生監視課と連携)	・会場衛生監視センターが作成した対策マニュアル案について環境衛生WGを実施 ⇒分科会提出案作成(資料2)	・対策マニュアルや博覧会協会から情報収集した内容に基づき、監視計画を作成 ・博覧会協会と共催で講習会実施(現時点でスケジュール未定) ・興行場の許可										
					水道対策(立入検査の実施)										事前相談、届出相談										監視指導										・対策マニュアル案の作成 ・専用水道に係る博覧会協会からの相談対応(保健所環境衛生監視課と連携)	・会場衛生監視センターが作成した対策マニュアル案について環境衛生WGを実施 ⇒分科会提出案作成(資料3)	・対策マニュアルや博覧会協会から情報収集した内容に基づき、監視計画を作成 ・専用水道給水開始前の立入検査
		会場内販売物品に対する監視指導(家庭用品の規制に関する法律)										マニュアルの作成 監視計画の作成										試買検査・監視指導										・対策マニュアル案の作成 ・試買調査時の試買方法について検討	・会場衛生監視センターが作成した対策マニュアル案について環境衛生WGを実施 ⇒分科会提出案作成(資料4)	・対策マニュアルや博覧会協会から情報収集した内容に基づき、監視計画を作成 ・試買方法について博覧会協会と調整。			
		そ族昆虫類に係る対策(来場者等からの相談対応を含む)										生息状況調査										啓発チラシの作成 事業者への啓発 生息状況調査										・万博会場予定地にて生息状況調査実施 ※蚊幼虫・成虫調査(参考資料1)		・生息状況調査結果に基づく、博覧会協会等への助言・指導 ・啓発チラシ等の検討・作成			
	万博会場外における監視指導等	宿泊施設への監視指導	(府)－ (市)両方	講習会の資料作成等 講習会の開催 宿泊施設の監視指導 宿泊マナーの啓発チラシ作成等										来販者に対する宿泊マナーの啓発										・大阪府内宿泊施設の監視指導【府市宿泊施設対策WGにて下記を検討】 ・講習会実施内容・スケジュール(参考資料2) ・衛生管理自主点検表(参考資料3) ・宿泊マナー啓発資料(参考資料4)(ちらし・デジタルサイネージ)	・大阪府内宿泊施設監視指導の継続 ・講習会実施(10～3月、計12回開催予定) ・府内宿泊施設への衛生管理自主点検表の配布 ・府内各所にてチラシの配架 ・デジタルサイネージ広告による啓発												
	食品衛生	万博会場内における監視指導等	食品衛生関係施設に対する監視指導	(府)－ (市)両方	マニュアルの作成 講習会の資料作成等 事前相談・許可等										会場衛生監視センターの立上げ 監視計画の作成 講習会の開催 監視指導 収去等検査 事業者等に対する食中毒予防の啓発										・対策マニュアル案の作成 ・講習会の実施内容及び実施方法について博覧会協会と協議 ・OSS(参考資料5)での対応を含む、食品営業に係る公式参加国や出店事業者からの相談対応	・会場衛生監視センターが作成した対策マニュアル案について食品衛生WGを実施 ⇒分科会提出案作成(資料5) ・大阪府市・博覧会協会で万博会場内にあるデジタルサイネージを活用した食中毒予防啓発について検討	・対策マニュアルや博覧会協会から情報収集した内容に基づき、監視計画及び検査計画を作成 ・講習会の実施内容や実施場所・方法について博覧会協会と検討を重ね、講習会を実施(現時点でスケジュール未定) ・OSSでの対応を含む、食品営業に係る相談対応業務の継続 ・会場内食品営業施設の許可・届出受付 ・食中毒予防啓発資料(デジタルサイネージを含む)の作成										
					会場内で販売される食品の検査(食品表示等)										マニュアル等の作成 検査計画の作成													監視指導 収去検査									
					食中毒発生時の対応										対応マニュアルの作成										事業者等に対する食中毒調査										・対応マニュアル案の検討 ・博覧会協会と食中毒疑い患者発生時の連携方法について協議		・博覧会協会との連携対応体制を踏まえて、対応マニュアルを作成
					食品苦情(異物混入、腐敗変敗等)対応										対応マニュアルの作成										調査												
		万博会場外における監視指導等	万博に関連する食品関係施設への監視指導の強化	(府)－ (市)両方	講習会の資料作成等 講習会の開催 食品関係施設の監視指導																				・府内食品関係施設の監視指導【食品衛生WGにて下記を検討】 ・講習会実施内容・スケジュール(参考資料6) ・食物アレルギーに係るピクトグラムを活用した多言語コミュニケーションシート(参考資料7)	・府内食品関係施設監視指導の継続 ・講習会実施(10～3月、計10回開催予定) ・府内飲食店等へのコミュニケーションシートの配布											

2025年日本国際博覧会における建築物、興行場及び
その他環境衛生関係施設衛生対策マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき、建築物、興行場及びその他環境衛生関係施設（以下「建築物等」という。）に係る環境衛生対策について必要な措置を講ずることにより、環境衛生上の危害の発生を防止し、もって来場者等の健康を保持することを目的とする。

2 基本方針

目的の達成のため、会場衛生監視センターが公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）やその他関係機関と連携し、次の事業を実施することで2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）会場内における環境衛生対策の徹底を図る。

- （1）建築物等に対する監視指導
- （2）建築物等の施設管理者等に対する知識の普及啓発並びに自主衛生管理の推進
- （3）来場者等からの建築物等に係る苦情相談対応

3 対象施設

本マニュアルの対象施設は博覧会会場内の次に掲げる施設とする。

- （1）建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物
- （2）（1）以外の建築物で、特定用途に供される部分があり、多数の者が利用し、又は使用する建築物（以下「一般建築物」という。）
- （3）興行場法第1条第2項に規定する興行場営業を行う施設（以下「興行場」という。）
- （4）その他環境衛生関係施設

環境衛生上の危害の発生を防止するため、管理に注意が必要と認められる施設（修景施設等）

4 実施内容

(1) 開催前の対策

ア 事業者向け講習会

特定建築物及び一般建築物の施設管理者等に対し、建築物の適正な衛生管理についての啓発指導を行う。

イ 自主衛生管理の推進

特定建築物、一般建築物及び興行場の施設管理者等に自主管理点検表を配付し、自主衛生管理による適正な維持管理を行うよう指導する。

ウ その他

開催中の対策を円滑に実施するため、協会その他関係機関と連携し、建築物等の施設設備の把握に努める。

(2) 開催中の対策

ア 施設の監視指導

(ア) 維持管理状況を確認するため、対象施設に立入調査（自主管理点検表等の帳簿類の確認、空気環境測定及び水質検査等）を実施し、調査結果に応じて改善指導を行う。

(イ) その他環境衛生関係施設において、採水検査等を実施し、必要に応じて助言や指導を行う。

イ 自主衛生管理の推進

対象施設管理者等に啓発チラシ等を配付し自主衛生管理による適正な維持管理を行うよう指導する。

ウ 来場者等からの苦情相談対応

来場者等から建築物等に係る苦情相談が寄せられた際には、詳細な内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、施設管理者等に対して指導を行う。

5 その他

このマニュアルの実施に関し、必要な事項は別途定める。

2025年日本国際博覧会における水道衛生対策マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）会場における水道衛生対策について必要な措置を講ずることにより、環境衛生上の危害の発生を防止し、もって来場者等の健康を保持することを目的とする。

2 基本方針

目的の達成のため、会場衛生監視センターが公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）その他関係機関と連携し、次の事業を実施することで博覧会の会場内における水道衛生対策の徹底を図る。

- （1）水道法で規定する専用水道（以下「専用水道」という。）に対する監視指導及び水質検査
- （2）専用水道の管理者等（以下「管理者等」という。）に対する知識の普及啓発並びに自主衛生管理の推進
- （3）水道衛生に係る苦情相談等対応

3 対象施設

博覧会の会場内に敷設された専用水道

4 実施内容

会場衛生監視センターは、博覧会の開催前及び開催中に次のとおり対象施設の監視指導その他必要な対策を実施する。

（1）博覧会開催前の対策

管理者等に自主管理点検表等の啓発資材を配付するとともに、大阪市専用水道維持管理要領に基づく適正な維持管理について指導を行う。

(2) 博覧会開催中の対策

ア 施設の監視指導

対象施設について、大阪市専用水道監視指導要領（以下「指導要領」という。）に基づく立入検査を実施する。また、立入時には、各施設において必要な水質検査を実施し、検査結果に応じて管理者等への指導を行う。

イ 苦情相談等対応

水道衛生に係る苦情相談等が寄せられた際には、詳細な内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、管理者等に対して指導を行う。
また、適宜、協会等の関係機関に情報提供を行う。

ウ 改善措置等

ア又はイにより、水道衛生上の危害の発生又はその疑いがあると認めるときは、指導要領に基づき適切な措置を講ずるものとする。

5 その他

このマニュアルの実施に関し、必要な事項は別途定める。

2025年日本国際博覧会における家庭用品対策マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき、家庭用品対策について必要な措置を講ずることにより、環境衛生上の危害の発生を防止し、もって来場者等の健康を保持することを目的とする。

2 基本方針

目的の達成のため、会場衛生監視センターが公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）やその他関係機関と連携し、次の事業を実施することで2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）会場内における家庭用品対策の徹底を図る。

- （1）家庭用品試買検査等の実施
- （2）家庭用品に係る来場者等からの苦情相談対応
- （3）家庭用品販売事業者に対する知識の普及啓発

3 実施内容

（1）試買検査等の実施

博覧会会場内で販売される家庭用品（輸入品を含む。）のうち、販売店における販売状況や近年の「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則で定める基準」への違反発生状況等を踏まえ、適切な品目を選定し試買検査を実施する。なお、試買検査で基準値を逸脱した場合は、当該品と同一製品の収去検査を実施する。

収去検査の結果においても基準値を逸脱した場合は、当該品の販売業者等に同一製品の販売を中止させるとともに、品質管理状況等について調査し、その原因を究明する。また、調査結果に応じて販売方法の改善等を指導するとともに、必要に応じて処分等の行政措置を行う

こととする。

(2) 来場者等からの苦情相談対応

来場者等から家庭用品に係る苦情相談が寄せられた際には、内容を詳細に確認し、必要に応じて販売店の立入調査等を実施する。

(3) 知識の普及啓発

博覧会開催前から博覧会協会と連携し、家庭用品販売事業者の把握に努め、これら事業者への注意喚起を行う。

4 その他

このマニュアルの実施に関し、必要な事項は別途定める。

2025 年日本国際博覧会の会場内における食品衛生対策監視指導マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025 年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき実施する食品衛生対策のうち、2025 年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）の会場内の食品等関係施設に対する監視指導の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 対象施設

博覧会の会場内において、食品等（食品、添加物、器具又は容器包装および食品衛生法第 68 条第 1 項に規定するおもちゃをいう。以下同じ。）の製造、加工、調理又は販売を行う施設

3 実施内容

(1) 対象施設の監視指導内容

会場衛生監視センターは、次のとおり対象施設の監視指導及び検査を実施する。

ア 施設の監視指導

施設設備、機械器具等の衛生管理及び食品の衛生的な取扱いについて監視指導を実施する。

また、H A C C P に沿った衛生管理等の運用状況について、事業者が作成した衛生管理計画や衛生管理の実施状況の記録等を確認し、必要な指導及び助言を行う。

イ 施設の拭き取り検査

食品の製造、加工又は調理を行う施設にあつては、施設設備や機械器具等の拭き取り検査（A T P 検査を含む。）を実施し、検査結果に基づき必要な指導を行う。

ウ 調理従事者等の健康管理

作業開始前の健康状態の確認及び記録を行うよう指導するとともに、実施状況を確認する。

また、食品の製造、加工又は調理を行う施設については、定期的に調理従事者等の自主検便*を行うよう指導するとともに、実施状況を確認する。

*検便項目には腸管出血性大腸菌を含めること。

エ 適正表示の指導

容器包装に入れられた食品を販売する施設については、販売の用に供する食品に食品表示基準に基づく適正な表示（食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号から第 9 号まで及び第 12 号から 19 号までに定める事項に関するものに限る。）がなされているかを確認し、必要な指導を行う。

オ 食品等の検査

飲食店営業施設で調理提供される食品及び食品等販売施設において販売される食品等について、食品衛生法に基づき定められた規格基準に係る検査、微生物検査及びアレルギー検査等を行い、違反食品及び不良食品を排除する。

(2) 自主衛生管理の推進

会場衛生監視センターは、博覧会の開催前及び開催期間中に対象施設の営業者、食品衛生責任者及び調理従事者等に対し、衛生管理体制の確立や衛生的な食品の取扱い等について講習会を計画的に実施し、食品衛生に関する知識の向上及び自主衛生管理の推進に努める。

なお、講習会の実施にあたっては、公益財団法人 2025 年日本国際博覧会協会等（以下「協会等」という。）と連携し、協会等が主催する説明会等と併せて実施することもできるものとする。

(3) 食品衛生知識の普及啓発

会場衛生監視センターは、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図る観点から、対象施設及び来場者に対し、協会等と連携し、食中毒防止対策等、食品衛生に関する情報提供を積極的に行う。

4 違反発見時の措置

対象施設の監視指導及び収去検査の結果、違反を発見した場合には、改善を指示するとともに、必要に応じて営業の禁止又は停止、食品等の回収や廃棄命令等の措置を講じ、健康被害の発生防止及び違反食品の流通防止に努める。

5 その他

このマニュアルの実施に関し、必要な事項は別途定める。

2025年日本国際博覧会の会場内における食品衛生対策監視指導マニュアル

博覧会において取り組むべき事項

大規模食中毒等の発生防止

・多数の方が来場する万博のため食中毒が発生した場合、大規模な食中毒となる可能性がある。
・高温多湿な時期の開催となることから、細菌性食中毒を中心とした対策が必要



食中毒対策

■ 食品調理施設等の監視指導

- ・機械器具等の衛生管理及び食品の衛生的な取扱いについて監視指導
- ・施設内の拭き取り検査の実施

■ 調理食品の検査

- ・飲食店等で提供される食品について衛生指標菌の検査を実施

■ 調理従事者等の衛生管理

- ・食品の取扱いや調理従事者の健康管理を指導
- ・講習会等で食中毒の防止対策等について普及啓発を実施

HACCP制度化

・全ての事業者が導入・定着できるように、施設の状況等に応じた支援や指導が必要
・HACCPに沿った衛生管理が着実に実施されるよう継続的な監視指導が必要



HACCPの 取組支援・ 監視指導

■ HACCP導入・定着

- ・手引書等を活用して導入を支援するとともに、定期的な見直し等を指導
- ・HACCPをより効果的に食中毒対策につなげるため、取り扱う食品ごとの特性を踏まえた監視指導の実施
- ・監視指導において、衛生管理計画や実施状況の記録等の確認
- ・講習会や博覧会協会との連携による食品等事業者に対するHACCP制度化に係る周知啓発

適切な食品の販売

・万博において限定的に販売される食品や海外事業者等による輸入食品など多種多様な食品の販売が見込まれる。
・適正表示や規格基準の遵守に関する対策が必要



食品表示対策

■ 食品販売施設等の監視指導

- ・アレルギー表示、期限表示及び輸入食品の適正な邦文表示等に関する監視指導を実施

■ 食品の適正表示の推進及び啓発

- ・講習会や食品表示のリーフレット等を活用した適正表示に係る啓発

食品等の収去 検査

■ 食品等の規格基準及び適正表示に係る検査

- ・会場内で販売される食品について添加物、アレルギー、成分規格等の検査を実施

■ 来場者等に対しても、持ち込んだ食品の早期の喫食等と呼びかけるなど博覧会協会と連携し、食品衛生知識の普及啓発を実施する。

2025年日本国際博覧会の会場内における環境衛生関係マニュアル

博覧会において取り組むべき事項

環境衛生関係マニュアル

建築物・興行場の衛生対策

・特定建築物に限らず、会場内の建築物については多数の方が利用するため、適切な維持管理が必要

その他環境衛生関係施設の衛生対策

・冷却塔や屋外修景施設等に用いられる水についても適切な維持管理が必要

建築物、興行場及びその他環境衛生関係施設衛生対策マニュアル

- 特定建築物及び特定建築物以外の建築物の監視指導
 - ・自主管理点検表等の帳簿類の確認
 - ・空気環境測定及び水質検査等の実施
- その他環境衛生関係施設の採水検査
 - ・冷却塔、屋外修景水、ウォータークーラー等の水を採水し、細菌検査を実施
- 自主衛生管理の推進
 - ・建築物の管理者等に対して講習会を実施し、自主衛生管理の徹底を促す。
 - ・対象施設に対する自主衛生管理の徹底に係る指導

専用水道の衛生対策

・博覧会会場内には同会場内に設置される専用水道からの水が供給されるため、専用水道の適切な維持管理が必要

水道衛生対策マニュアル

- 専用水道施設の監視指導
 - ・専用水道の維持管理の状況等の確認
 - ・維持管理状況を確認するために必要な水質検査の実施
- 自主衛生管理の推進
 - ・啓発資材等を用いた自主衛生管理の徹底に係る指導

家庭用品の安全対策

・輸入品など博覧会において限定的に販売される家庭用品による危害発生の防止対策が必要

家庭用品対策マニュアル

- 家庭用品の試買検査
 - ・博覧会会場内で販売される家庭用品を試買し、ホルムアルデヒド等の規制基準の適合を確認する。

■ 来場者等から環境衛生関係施設等に係る苦情・相談等が寄せられた場合は、会場衛生監視センターが適宜対応を行うものとする。